

## 第5編 他道府県の避難住民の受入れ

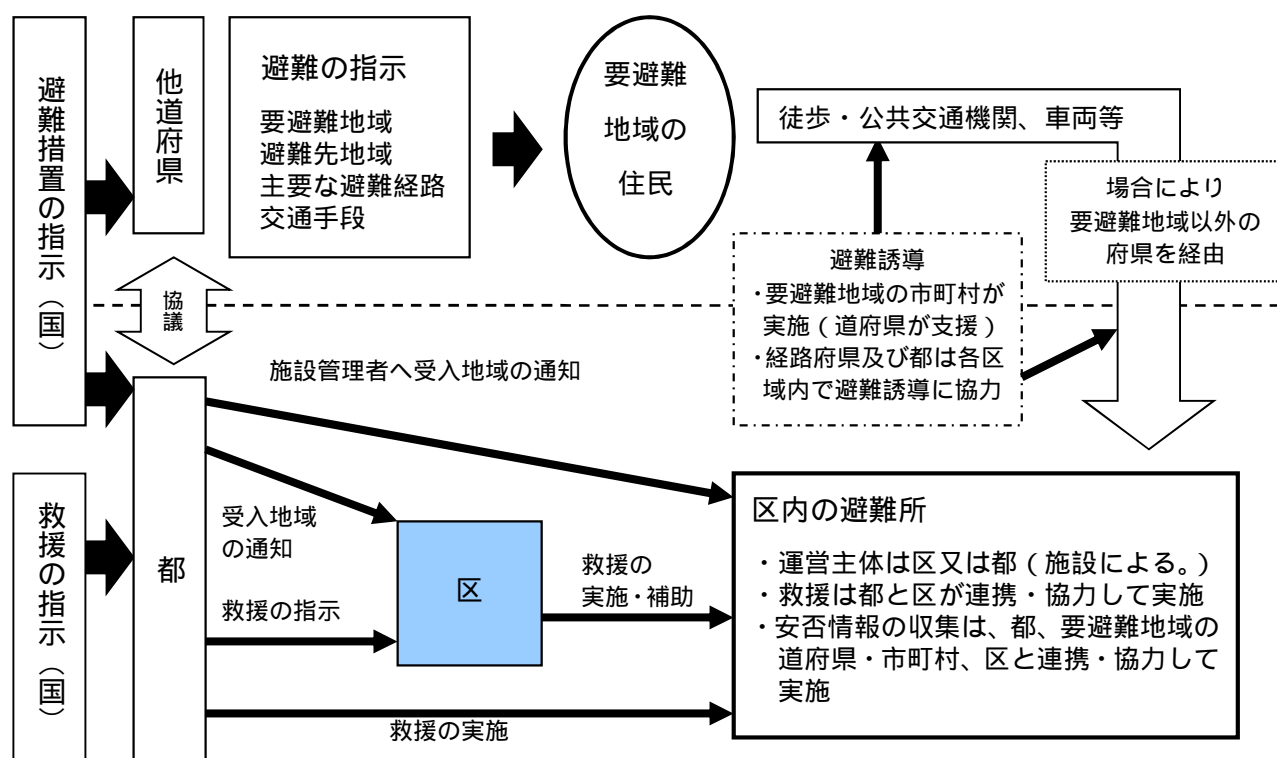
### 第1章 基本的考え方

区長は、都知事から避難住民の受入れの通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合<sup>(\*)</sup>を除き、避難住民を受け入れるものとする。

区は、他道府県からの避難住民を受け入れたときから、復帰するまでの期間、都等と連携・協力して、救援等の措置を行う。

避難や救援等における備えは、「第2編 平素からの備えや予防」に掲げた事項を基本とし、他道府県からの避難住民の受入れに必要な備えを行う。

#### 他道府県からの避難住民の受入れの概要



<sup>(\*)</sup> 避難住民の受入れの通知の後に、区内の避難先地域が予測されない攻撃を受け、避難住民の受入れが行えなくなっている場合等

## 第2章 受入れに関する措置

他道府県からの避難住民の受入れに関する措置は、「第3編 武力攻撃事態等への対処」に掲げた事項を基本とするほか、以下に掲げる事項（都国民保護計画より抜粋）を行う。

### 1 区の主な役割

要避難地域の市町村による避難誘導への協力  
避難所の運営  
安否情報の収集・提供

### 2 関係機関の主な役割

#### （1）都

要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知  
要避難地域の市町村による避難誘導への協力  
避難住民への物資・資材の提供等  
安否情報の収集・提供

#### （2）警視庁

要避難地域の市町村による避難誘導への協力  
交通規制  
避難所における警戒

#### （3）東京消防庁

要避難地域の市町村による避難誘導への協力  
避難所等における火災予防

#### （4）指定行政機関

避難住民の誘導の支援  
避難所における救援の支援

#### （5）自衛隊

避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施

#### （6）指定地方行政機関

避難住民の誘導の支援  
避難所における救援の支援  
生活関連物資等の価格安定措置

( 7 ) 指定公共機関

避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

( 8 ) 指定地方公共機関

避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

( 9 ) 要避難地域の道府県

都への協議、避難の指示、指示内容の通知  
要避難地域の市町村による避難誘導の支援  
都が行う救援への協力  
安否情報の収集・提供

( 10 ) 要避難地域の市町村

避難の指示の伝達  
避難住民の誘導  
都が行う救援への協力  
安否情報の収集・提供

## 《参 考》

### ■実施計画（ 都国民保護計画より抜粋）

#### （１）受入地域等の決定（手順）

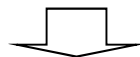
知事は、国の避難措置の指示を受けて避難住民を受け入れる必要があるときは、要避難地域の道府県及び避難経路となる県と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（運送手段、避難経路） 等



知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（応急仮設住宅等の収容施設を含む）の状況や受入体制の確保
- ・ 避難経路となる都県を結ぶ幹線道路及び鉄道路線等と避難施設までの経路の被災状況等の把握



知事は、受入地域を決定した場合は、都民への周知を図るとともに、受入地域の区市町村と協力して、避難住民を受け入れる態勢を速やかに整えるものとする。



知事は、避難住民の受け入れについて、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

#### （２）避難誘導

知事は、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、要避難地域の道府県と緊密に連絡を取りつつ、避難住民の移動方法に応じた都内での運送を確保する等、必要な協力を行う。

#### （３）救援

知事は、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、受入地域の区市町村と連携・協力し、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

#### （４）安否情報の収集・提供

都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村と連携・協力し、安否情報の収集に努める。

この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図るものとする。